

立科町移住定住促進住宅 入居者募集要項 〈A 4 概要版〉

1 立科町移住定住促進住宅 入居者募集（令和8年度）

2 対象住宅

促進住宅A棟・B棟・C棟（所在地：立科町大字芦田 683番1） ※管理者：立科町長

3 募集期間・入居開始

募集期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月6日（金）

入居可能日 令和8年4月1日以降（入居条件通知書で指定します）

4 募集戸数・規格・家賃

促進住宅の家賃は、各棟ごとの定額の月額家賃です。

（1）A棟（木造平屋・世帯規模目安1人又は2人）【対象：単身・夫婦】

①戸数 5戸（A101号～A105号）

②延べ床面積 54.37m²（間取り：1LDK）

③敷地面積 約300m²（約90坪）

④月額家賃 46,000円

（2）B棟（木造平屋・世帯規模目安2人以上4人程度）【対象：夫婦・子育て世帯等】

①戸数 3戸（B201号～B203号）

②延べ床面積 78.93m²（間取り：3LDK）

③敷地面積 約300m²（約90坪）

④月額家賃 60,000円

（3）C棟（木造2階・世帯規模目安4人以上5人程度）【対象：子育て世帯等】

①戸数 2戸（C301号、C302号）

②延べ床面積 84.25m²（間取り：4LDK）

③敷地面積 約300m²（約90坪）

④月額家賃 64,000円

※子育て世帯は、子1人につき月3,000円減額（適用は、原則として書類受理の翌月分から）。

※原則、入居後の月額家賃変更はありません。

※世帯規模は目安で個別事情を考慮します。

※敷地面積は各棟で異なり、付随駐車場（乗用車2台）を含みます（角地等はやや広くなります）。

5 入居資格（要点）

次の要件を満たす方が対象です。

（1）次のいずれかに該当すること

- ・町外からの新規転入予定であること
- ・町外から転入し、転入後5年以内で継続居住の意思があること
- ・申込時点で継続して5年以上立科町に居住しており、引き続き町内に定住する意思があること

（2）次のすべてに該当すること

- ・促進住宅に住民登録ができること
- ・各棟の世帯構成の目安に適合すること
- ・入居期間中及び満了後も定住の意思・意欲があること
- ・市町村税等の滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

※町長が特に認める場合を除きます。

6 選考（要点）

書類審査により、家族構成、移住及び定住の意欲、地域との協調性その他の事情を総合的に勘案して決定します。

条例に基づく同順位の優先事項（同列扱い）は、次のとおりです。

- ・申込時点で町外在住

- ・中学生以下の子を扶養
 - ・転入後5年以内で継続居住意思あり
 - ・立科町出身で申込時点町外在住
 - ・申込時点で継続して5年以上立科町に居住し、引き続き町内に定住する意思あり
- ※入居者は、選考要領により配点し決定します。具体的には、上記、優先事項（10点×5=50点）、家族構成等（20点満点）、移住及び定住の意欲（20点満点）、地域との協調性（10点満点）です。

7 入居期間

入居日から最長5年（A棟・B棟・C棟共通）。町長が特に認める場合は3年を限度に延長可。

※町内で定住先を確保した場合は、期間によらず明渡しに努めてください。

8 費用・納付

促進住宅の家賃は、定額の月額家賃です。入居期間中は、毎月、同額をお支払いいただきます。

- (1) 敷金 入居時月額家賃の3か月分（無利息）
- (2) その他の費用 必要に応じ別途。
- (3) 納付 每月末日までに指定方法（入退去月は、日割）

9 入居後の主なルール

- (1) 転貸、用途変更及び無承認の模様替え等は禁止（承認制）
- (2) 15日以上の不在は届出
- (3) 同居及び入居承継は承認制（暴力団員不可）
- (4) 光熱水費、通信、ごみ処理、専用設備、敷地等の維持管理は、入居者負担
- (5) エアコン機器、テレビアンテナ等の設置及び撤去は、入居者負担
- (6) ケーブルテレビ、固定電話、有料放送サービス等を利用する場合は、入居者負担
- (7) 入居者用の乗用車駐車場は、無償。共用駐車場への常時駐車不可。事故は、入居者の自己責任（設置及び管理の瑕疵を除く）。
- (8) ペット飼育は、原則禁止（小動物はケージ又は水槽内のみ可、補助犬は除く）。
- (9) 共用部分禁煙。
- (10) 危険物の持込み等禁止。共用部分等への私物放置禁止。
- (11) 営業類似行為は、禁止。
- (12) 遺留物は、相続人等が撤去（未履行は町が処理等を行い、費用請求あり）。

10 退去・明渡し

- (1) 退去予定10日前までに届出及び検査
- (2) 不正入居、3か月以上の滞納、故意の毀損、規定違反、暴力団員判明等は、明渡請求
- (3) 明渡請求後は、明渡しまで家賃相当額を基礎とする額（上限2倍、日割）を請求する場合あり
- (4) 敷金は、原状回復及び未納金精算後に還付（無利息）

11 申込方法・提出先

提出先 〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532
立科町役場 建設環境課 建設係
電話 0267-88-8409（直通）／0267-56-2311（代表）
受付方法：募集期間内に郵送・持参・オンライン（詳細は町ホームページ）

12 提出書類

- ・申込書（様式第1号）
- ・住民票の写し（入居申込者及び同居予定者：続柄・生年月日記載）
- ・納税証明書（入居申込者及び同居予定者）
- ・収入が分かる書類（入居申込者）
- ・親族関係確認書類（必要に応じて）
- ・その他、町長が必要と認める書類

※子育て世帯減額希望の場合は、扶養関係及び年齢要件の確認書類（適用は、原則、書類受理の翌月分から）。詳細は、町ホームページで公表します。